

会議の要旨

会 議 の 名 称	平成 20 年度 恵那市水道水源保護審議会
会 議 の 開 催 日	平成 20 年 9 月 1 0 日 (水)
開 催 場 所	恵那市役所会 4 階第二委員会室
出 席 者	別紙議事録のとおり
傍 聴 者	0 人
会 議 の 要 旨	別紙議事録のとおり お問い合わせ 水道課 総務係 担当加藤 26-2111 内線 162

平成 20 年度恵那市水道水源保護審議会

議 事 録

平成 20 年 9 月 10 日

4 階 第 2 委員会室

出席者：伊東靖英委員、畑村眞吾委員、稲垣保平委員、堀君子委員、川島利一委員、山田均委員、
黄地尚幸委員、大島徳雄委員

欠席者：なし

事務局：可知義明市長、荻山清和水道環境部長、夏目善市南整備事務所長、平林春美水道課長、
小椋義孝水道課管理監、安藤克彦南整備事務所水道整備課長、塚本悦雄南整備事務所
水道整備課課長補佐、加藤真治水道課係長

○ 委嘱書交付（市長より交付）

○ 市長あいさつ

○ 自己紹介

○ 会議の成立

○ 会長、副会長の選出

会長：稲垣委員、副会長：黄地委員

○ 会長あいさつ

○ 議事審議

・水源保護地域の指定について（諮問）

事務局説明 資料に沿って説明

質疑

Q：岩村カントリーが区域内にあるがどのような影響があるか。

A：今後、コースを拡張して増設するときは、届出が必要となる。また、監視する施設の対象になる。

Q：ゴルフ場の水質検査は、どこがおこなっているか。

A：市が年 1 回実施している。

Q：周知は広報だけではなく本人に連絡がいくようにはならないか。

A：地権者全員に通知等はいきません。

Q：中津川市で大きな合材工業の建設予定があり大規模な伐採が予測されるが、この条例の対象になるか。

A：水量に影響を及ぼす場合も対象となる。森林法の関係でも対処していく。

Q：周知徹底するような方法は検討できないか。

A：自治連の理事会で報告し、必要であれば相談に応じて説明していく。

○ 答申

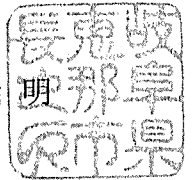
20 水道 第 9187 号

平成 20 年 9 月 10 日

恵那市水道水源保護審議会

会長 稲垣保平様

恵那市長 可知義



恵那市水道水源保護地域の指定について（諮問）

恵那市水道水源保護地域を指定するため、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする「恵那市水道水源保護条例」を一部改正し、この条例に基づく施行規則を制定して、平成 20 年 4 月 1 日から施行しています。

今後、規制対象事業場の設置を禁止する水源保護地域の指定をすることとしており、指定に関する事項について、貴審議会に諮問するものであります。

20 水 源 審 第 1 号
平成20年 9 月10日

恵那市長 可 知 義 明 様

恵那市水道水源保護審議会
会長 稲 垣 保 平



恵那市水道水源保護地域の指定について（答申）

平成20年9月10日付けで諮問を受けたみだしの件について、慎重に審議した結果、原案を適当と認めます。

記

1. 恵那市水源保護地域を次のとおり指定する。

区 域	別添図面のとおり
面 積	約 35.36 平方キロメートル